

第36回横浜市都市美対策審議会政策検討部会議事録	
議 題	議事 1 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について（審議） 議事 2 横浜スタジアムの夜間照明計画について（報告）
日 時	令和 7 年 1 月 17 日（金）午後 1 時 00 分から午後 2 時 16 分まで
開催場所	横浜市役所 18 階共用会議室みなと 4・5
出席委員 （敬称略）	国吉直行、加藤光雄、鴨下香苗、真田純子、中島直人（リモート）、三輪律江、山家京子
欠席委員 （敬称略）	なし
出席した 幹事・書記	書 記：松本 光司（都市整備局企画部長） 古檜山匡和（都市整備局地域まちづくり部長） 光田 麻乃（都市整備局企画部都市デザイン室長） 立石 孝司（都市整備局地域まちづくり部景観調整課長）
関 係 者	【議事 1・2】 関係局：太田 武夫（都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当課長） 本多 宏己（都市整備局都心活性化推進部臨海部活性化推進課担当係長） 事業者：株式会社横浜スタジアム 設計者：清水建設株式会社
開催形態	公開（傍聴者：4 人）
決定事項	【議事 1】映像装置の設置について了承するが、委員からの提案等も受けて引き続き協議し、適宜報告すること。 【議事 2】夜間照明の設置報告について了解した。
議 事	1 開 会 （国吉部会長） それでは、まず会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。 （光田書記） 本日の部会については公開といたします。また、傍聴人の方へ注意事項になりますが、傍聴に当たりましては、お手元の「傍聴に当たってのお願い」を守っていただきますよう、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 （国吉部会長） 本日は、議事は 2 つでございます。1 つは審議、1 つは報告でございます。 2 議 事 議事 1 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について（審議） 議事（1）について、担当課から説明を行った。 （国吉部会長） それでは、議事 1 の説明について、委員の皆様、何かご意見等ございますでしょうか。先ほど最初に事務局から説明があったように、いろいろな枠組みの中で、水平部分と縦型の部分の 2 つについて、これまでの枠組みを踏まえると、横型についてはこれまでの枠組みを踏まえて運用していこうとしているのですが、縦型については審議会の審議を経た上で、市長が認める場合はオーケーできるという枠組みになっておりまして、その 2 点の面からこのデジタルサイネージの運用について評価してほしいというのが今回の審議対象となっております。全体のコンセプト、つけるコンセプトとか掲示内容、多分試行だと思いますので、最終的にはまだこれからいろいろ工夫されるのではないかと思います。取りあえず幾つかのパターンを例として示していただいたということですね。それから、その後の内容について、どのような体制を取って審査していくかという、審査の枠組み等も示されております。全体でもいいですし、部分でもいいですが、ご意見等がございましたら頂きたいと思ます。真田委員。 （真田委員） この盛り上がり、にぎわいを創出するという意義もあると思いますが、デジタルサイネージが景

観を壊してしまったら元も子もないということで、それを担保するための仕組みを同時に提案していただいているので、いいのではないかと思います。前回、審査をする仕組みが結構重要なのではないかとことを言わせていただいて、それについてもかなり検討していただいたと思いますが、その私の前回の意見と矛盾するところがあるかもしれませんが、全てのコンテンツをこういうふうにするというのは結構大変なのではないかという気がしております。例えば5ページにある02-2のプロ野球興行時のものだと、野球選手が主体になって映っているようなものというのは、何回出てきても多分ぼオーケーになるようなものだと思います。しかも、それをにぎわいにつなげようと思うと、連日のすごくよかったシーンを掲出するというのを考えると、いちいち審査会にかけている時間はなく、そういうものを省いたほうが、よりにぎわいを創出するとか盛り上げるような効果が出るということもあるのかなと思いますので、審査する対象のものと、こういうものだったらいいのではないかとこのものをあらかじめ分けておくほうが、審査自体も実質的な審査ができるようになるのではないかと思います。以上です。

(国吉部会長)

ありがとうございました。鴨下委員。

(鴨下委員)

この審査というのは広告だけだと思っていたのですが、違うのですか。

(本多係長)

一応体制としては、全てのコンテンツを今は考えています。ただ、やはり真田委員がおっしゃったように、今後、運用していくに当たって全てを審査していくのかというのはあるかと思いますので、初期の段階は細かい部分も含めて審査して行って、後々、今後は多分、掲出されるものはある程度定型のものが決まってくるかと思いますので、そういったものについては自主審査会というか、ある程度フィルターは軽くしてやっていければと思います。ただ、景観上大きく影響を及ぼす部分については、第三者評価機関みたいなのところでもしっかり諮って議論していければと思いますので、一旦は今、全てのコンテンツを対象としていければと思っています。

(鴨下委員)

私も全てのコンテンツというのは過剰だと思っていて、広告主と書いてあったので、広告だけを審査するのではないかという前提で伺っておりました。縦型サイネージについては、企業広告は流さずというご判断のようですが、そこについても、実際出来上がって皆さん見たことがないわけで、運用していく中で必要というか、景観上も問題ないようであれば、またそこも違ってきていいのかなと思っています。誰も見ていない机上で駄目だ駄目だと言っても仕方がないと思うので、できたものをぜひテストでも何でもしていただいて、どんどん活用していただければと思っています。

第三者評価機関の構成員というところで、専門家、有識者というのはもちろん必要だとは思いますが、私は公募市民委員で出ているので、一般市民の方だとか、関東学院でしたか、校舎が近い学生の声だとか、いろいろな事業者の方だとか、関内地区の事業者の方だとか、一般の方の声がすごく大切だと思うので、専門家だけではなく、ぜひそういう方の声も入れていただきたいと思いました。

(国吉部会長)

ありがとうございました。多分、ここで表現している広告というのは、デジタルサイネージで表現されるものが屋外広告物としてみなされるものですから、映像も含めて全部広告物というみなし方になってきます。ですから、映像も含めて屋外広告物の対象としてみなしておりますので、広く言うと映像も含めてということですね。狭く言うと企業広告とか、そういうところはあるのですが、幅広い見方と狭い見方だと思います。

(立石書記)

景観調整課です。今、国吉部会長からありましたように、デジタルサイネージに第三者広告として表示したときは屋外広告物の扱いになります。さらに、掲出する場所や掲出する画像の大きさ等は屋外広告物のほうで規制がありまして、サイネージとなりますと、表示する箇所における面積規定がかかってきて、今回の縦型のもの等については規定をオーバーしてしまうということがあり、それを設置する場合には、特例的に屋外広告物審議会に諮って特例許可を取る必要があるという扱いになります。そういったこともありまして、特例許可をするに当たっても周辺景観への配慮等をしっかり議論し、横浜で審議会の意見を聴いた上で許可していくことになりますので、景観への配慮とか、そういったところが必要になってくる中で、一定のルールの中で運用すべきということも事前に我々庁内でいろいろ議論しまして、先ほどの資料にありますような審査基準を一旦考えているということです。そういったフィルターを通してよりよいものにしていくことによって、実際の周辺の景観への配

慮等を行っていかうという考え方で進めております。

(鴨下委員)

ということは、静止画ではなくて、縦型サイネージに何か動画とかを流す場合は、また別途こういうふうに審議して、屋外広告物審議会に諮って特例を取らなければいけないという流れになりますか。

(国吉部会長)

それを含めた審査体制を今日説明しているのだと思います。新たに審議会にかけるということではなく、映像も含めた内容を、先ほど後ろのほうで説明した枠組みで、当初はこのような形で審査し、後半ではこのように審査しますということになっているのだと思います。

(立石書記)

今回、屋外広告物審議会にて特例許可を取るようになります。そのときに、特例許可を取る要件といえますか、表示内容も含めてこういう表示と使い方をするので許可を下さいという取り方になるため、一旦は縦型のところは静止画だけにしますとか、そういったことを許可を取る要件として提示する必要がありますので、今のところ縦型については静止画という要件で取っていかうという考え方で。ですので、運用しながら、先ほど鴨下委員がおっしゃったようにいろいろなケースが考えられ、許可の期間が最大で3年間ですので、最初の許可はもっと短い期間で縦型は静止画だけにして、運用したら周辺への影響はなかったのか、じゃあちょっと動かしてみようかとか、動画にしようかとか、そういったところでもう一度許可を取り直すとか、そういう運用を積み重ねていって最大限の使い方ということになっていくかと思っています。

(鴨下委員)

ありがとうございます。

(国吉部会長)

ほかにご意見ありますでしょうか。鴨下委員のご意見の中で、市民意見とか学生さんの意見、これを審査と言うかどうか、アンケートで評判を聞いてみるとかいろいろなやり方があると思いますが、その辺、何かアイデアはありますか。

(本多係長)

その辺については我々の中でも話はしてしまして、やはり大きく影響していくものですので、第三者評価機関の中に市民の皆様まで入れていくかというのは慎重に考えたいと思います。設置してみても効果というのはいろいろとヒアリングやアンケートなど行っていけるといいのかなと思っていますので、その辺は少し前向きに考えていければと思っています。

(国吉部会長)

ありがとうございました。加藤委員。

(加藤委員)

商工会議所の委員として出席させていただいて、これで2度目になります。資料を拝見して今の説明を聞いている中で、このデジタルサイネージは本当に大事で、むしろ関内全域は裏通りが非常に暗く、9時以降になると人がいなくて、例えば横浜スタジアムさんの年間の動員数がたしか245万人ぐらいだったと思いますが、Kアリーナは190万人ですので、もうちょっとで多分、年間500万人ぐらいがこの施設で横浜を訪れると、その方々がどうやって街の中に浸透していくかと。私は、関内地区とその裏の関外地区が、これによって大いに活性化してにぎわいがあってほしいと願っています。ですから、こういう照明等になるべくいろいろなところにあったほうがいいなという考えを持っていますので、その中で、初めてのことでいろいろみんな意見があつて、やってみると、これなかなかいいなというふうになっていくのだと思うのです。最初はさっき言ったように一つ一つ審査をするふうにやっていくのでしょけれども、ある程度になったら審査、審査とやっているのはどうなのかなと。やる必要がないのではないかなというのもあると、それは経験によって、街に住んでいる方や来られる方々がご判断されるのだと思うのです。ですから、とにかくスタートする。ただ、この中にやはり横浜市さんのご苦勞がすごく見えて、縦型のサイネージについては景観計画の高さの基準に適合しないためと。でも、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものと判断して、これを進めるといことですよ。ですから、このようなことをきちんとうたって進めていって、手順よくやりながらその後を追いかければ、おのずと答えが出てきて、やってよかったなというふうになるのだと思います。私は、これはどうしても必要だと。ただ、さっきの企業の広告については、横浜スタジアムさんの中には看板があつて、これは企業広告ですよ。これは外にあつて動く看板ですから、企業広告はここでいけないのかなというのは少し疑問があります。いいのではないかと。ただ、企

業広告の査定とか、こういう映像は駄目だとかいうのがあるので、多分、広告会社の方々と相談するのでしょうか、そこはもう私は横浜スタジアムさんの見識でやっていけばいいものだろうと思います。まずはそのところはやめて、分かってきたら企業広告もいいのではないかとというのが私の意見です。以上です。

(国吉部会長)

どうもありがとうございました。山家委員。

(山家委員)

すごく丁寧に対応いただいたのかなと感じております。今、加藤委員がなぞってくださったとおり、基準に適合しないけれども、魅力ある都市景観の創造に特に寄与するものということなので、進めていいのですが、現実的なプロセスではしよっていい部分を見ながら、適合しないというところもしっかり見ていくことが必要なかなと思いました。

すごく細かいところで恐縮ですが、12ページの05の審査基準の4条の1項というのでしょうか、「不快を与える」で止まっているのですが、これは多分「与えないこと」の間違いではないかと思いましたので、少しお話ししておきたいと思います。以上です。

(本多係長)

失礼しました。

(国吉部会長)

よろしいでしょうか。三輪委員。

(三輪委員)

まず、全体の調整はよく理解できましたので、ご苦労さまですという感じです。今までお話しされていた中で、10ページ目、11ページ目に出ていると思いますが、⑦の基準の見直しであったり、ここがおいおい、11ページのほうだと我々なのかどこなのかみたいな話があると思うのですが、10ページのほうだと、多分これがもうちょっと頻出して考えていくタイミングなのかなと思います。そのときに、横浜市と書かれているのは、どこの部署がどこに入るのか分からないので、そのあたりだけ補足いただけますか。

(本多係長)

今、自主審査会から外れている横浜市については、公園管理部署もそうですし、景観制度を所管している部署もそうですが、我々もそうですし、エリア担当とか関係する部署を想定しています。その中で、自主審査会に入ってくる横浜市というのは、映像装置に流す景観みたいなどの審査に関わる、例えば都市デザイン室ですとか、事業を進めている我々とか、右の横浜市から選抜した人たちが自主審査会に入るというイメージです。

(三輪委員)

人ではなくて組織がですね。選抜というのは、部署が分かれるということですか。

(本多係長)

そうです。

(三輪委員)

こちらよりは向こうのほうがちょっと客観的な立場と、定期報告をどこまでするかとか、そこからどのように意見を聴取するかというの、割とポイントになる話なのかなと思います。スポーツのほうもこういう使い方ができるのではないかと、教育委員会なんかも例えば今だとかなり高校生や中学生が動画を使った授業だったり、シティプロモーションみたいなものも図ったりしているので、そういうのはありなのかなしなのとか、その辺も多分、横浜の景観や都市デザインのこのあたりのルールを守った上でコンテンツをつくるという流れになっていくと思うのです。例えば青葉区だったと思いますが、そういうコンテンツを募集して表彰して、それを一定期間ばっつと流すということをしたしかこの間やったばかりだと思います。そういうものにこの場を使っていくとか、今のお話の中で、完全に民だけではなくて市民の方々だったり、別の部署の直接的ではないようなところにも働きかけながら、動く広告だったり、音が出る広告だったり、今はやはり若者のほうが敏感なので、彼らのそういうリテラシーも含めた、何か働きかけになるようなきっかけにしていけると、いいものを育てていくというか、もう少しそういう流れになるのではないかと思うので、そのあたりをぜひ考えていただけるといいなと思いました。以上です。

(国吉部会長)

いいご提案もあったようでございますが、ありがとうございました。オンラインでご参加の中島委員、いかがでしょうか。

(中島委員)

もう既にほとんどの意見が出尽くしているので私も同じようなことですが、出だしとしてはこういう体制で、ある意味ではとても慎重な姿勢から入るということだと思います。一方で、この縦型のサイネージも、必ずしも静止画だからいいとか、静止画だから駄目ということでもないようなアイデアもありそうです。今、三輪委員からでしょうか、市民の参加ということがありましたが、例えば横浜であると、様々なクリエイターやアーティストの方々もたくさんいらっしゃって、何か少し挑戦的なアイデアとか、これをどのようにうまく使えば景観にも調和しながら、人々に感動を与えられるような使い方ができるだろうかとか、いろいろなアイデアがありそうなので、審査体制としてはああいう形で始めていいと思いますが、使い方に関してはいろいろと調整してみて、ぜひそれをモニタリングしていただいて3年の間に固めていくぐらいの、少し余裕を持った形でできればいいのではないかと思います。やはり横浜の顔ですので、何か新しいことだとか、横浜のクリエイティブさみたいなものも表現されているといいのかなと、個人的には思いました。以上です。

(国吉部会長)

どうもありがとうございました。三輪委員のご意見とも共通するような、もっとクリエイティブなことをこの中でいろいろ実験するようなこともぜひというようなご意見だったと思います。おおむね、前回の提案からいろいろ検討を重ねてきて、非常に丁寧に対応しながら、慎重に前向きに進めていると。でも、周辺環境、公園の中でのゾーニングと、スポーツとかそういったいろいろなことを工夫しながら、ここのエリアのにぎわいづくりとか、そういうものに寄与する景観演出として積極的に用いていくということについては、一応評価しながら工夫を重ねていると。それについては各委員からも評価いただいたと思っております。

私からちょっと細かいことで、10ページの初期審査体制と審査フロー、ほかにもあるのですが、広告主と書いてあります。広告主は、基本的に映像とか、もちろんその中に広告が入ったり、下のほうで入ったり横型に入ったりするのですが、そういうことを言っておりまして、これは、場合によっては横浜スタジアムさんがここを担うということもあるのではないかと考えているのですが、その辺のことをご説明いただければと思っております。

(株式会社横浜スタジアム)

ここの広告主は、先ほど、鴨下委員からもあったように、広告主と言っているのは、全体表示する全ての人たちを含めて説明になっているという前提です。そのときに、株式会社横浜スタジアムとして何か自分たちで出したいものがあれば、当然、ルールに当てはまらないものを流すのではなくて、同じように広告主としての株式会社横浜スタジアムの人格で、審査基準の中で適合したものを流すことになる想定しています。なので、ベ이스ターズであれ、広告主側として存在するというふうに整理しているところになります。

(国吉部会長)

了解いたしました。横浜スタジアムさんも株式会社横浜DeNAベ이스ターズさんも含めて、あらゆる映像を流そうとされる方がここの広告主に全部入っているということですね。そうすると、審査会の破線の中の横浜スタジアム社と書かれているところは、それを受け入れる事務局としての横浜スタジアム社と。だから、2つの性格があるのかもしれないなど。株式会社横浜スタジアムの中にも、映像を流す側、映像を制作するような、株式会社横浜DeNAベ이스ターズさんあるいは地域の横浜BUNTAIとか、そういうところと連携して映像をつくって流そうとする、企画する側の横浜スタジアムの立場と、そういうものを受け入れて事務局として担う2つの立場がある。その辺はそれでよろしいですね。

(株式会社横浜スタジアム)

今、国吉部会長がおっしゃったとおりでございまして、例えば具体的に横浜市を例に取りますと、事業主である横浜市の部局もありますし、それを審査する部局である、例えばこの横浜市都市美対策審議会や横浜市都市計画審議会等がありますね。そういうものと同じ立ち位置で、この自主審査会を運用する横浜スタジアム社の部分もありますし、広告を出す株式会社横浜DeNAベ이스ターズや株式会社横浜スタジアムもあります。同じ会社といいましても2つの顔を持つという、そういう理解でおります。

(国吉部会長)

分かりました。そうだろうと思っていました。今日、各委員の方々からは前向きにいろいろ、しかも景観にプラスになるように、景観づくりに寄与するような方向でうまく運用してほしいということだったと思います。ただ、あまり先々まで厳しく審査するのではなく、先々はもう少し柔軟なやり方

も含めて取り組んでいったらどうかということも出たと思います。スタート時は一定の枠組みを持ってスタートし、それで、初期とはどこまで言うのか分かりませんが、一定の期間やってみる。あるいは、初期の初期にもう既に幾つかの映像を流しながら、このぐらいいはどうかと外で見て判断しながらその辺のニュアンスも確認するとか、関係者で集まってそういった初期の実験みたいなものも踏まえながら、初期をどこまで初期とするかみたいなこともあってもいいのかなという感じはしました。その辺を、できるだけコンテンツで分かりやすいものを見せていただきながらやっていけば、少し早めに先々の方向性が見えるのではないかという感じはしました。そんな感じで、今日の審議の中ではおおむね承認していいというような方向だったと思いますが、事務局から今日のご意見を聴いて何かありますでしょうか。

(光田書記)

事務局の都市デザイン室です。今日の議論をまとめるに当たって1点確認です。9ページに各シーンのコンテンツの考え方を示しています。確認させていただきますが、第三者広告につきましては、この表にまとめましたとおり、横サイネージを活用して放映する場合は、市民利用・アマチュアスポーツ、プロ野球興行等の時でございまして、通常時ですとか横浜市全域のプロモーションの際は、縦横サイネージとも原則第三者広告はなしとします。スタート時はこの枠組みでよろしいですか。

(国吉部会長)

この枠組みについては異論なかったと思いますので、大丈夫ではないかと思います。

(光田書記)

ありがとうございます。

(国吉部会長)

もっと柔軟にという意見はありましたが、基本的に屋外広告物条例の枠組みの中でやっておりまして、それを取りあえずスタートするに当たってこういう枠組みでやるというのは、スタートが早いと思いますのでよろしいかと思います。何かございますか。

(鴨下委員)

横型は別に例外というわけではないですよ。規定の中ですよ。

(本多係長)

横型について企業広告を流す際は、一旦は今、プロ野球の試合の日やライブの日に限定しています。ただ、日常時については、今は原則第三者広告、企業広告については流さないとしています。

(鴨下委員)

それは事業者の方からそういうことを言われたのでしょうか。

(本多係長)

協議して決めて、今この表にまとめているものです。なので、その点も含めて、我々の景観計画の話も含めて判断しているところです。

(鴨下委員)

原則的に、私は以前から申し上げているとおりで、第三者広告とかも積極的にやっていくべきではないかと思っていますが、事業者さんがそういうことでご判断されているということであれば、それでスタートするしかないというか、いいのではないかと思います。

(国吉部会長)

やはりここは都市公園という中で、この関内駅に面したゾーンだけ、横浜公園の中での映像広告とかそういうものは法律上一定の規定があるわけです。それをこれだけ開いてやっていこうということで、最大限、公園部局サイドとしても柔軟に対応してもらっているのではないかと。ですから、一般の街並みとは違うわけですし、これで取りあえずスタートしようというのが今回の意見だと思います。

今日のまとめですが、事務局と事業者の方からの今回の提案は基本的によろしいと。ただ、初期の段階、次の段階がありますので、その辺の判断はまだ、場合によってはこの審議会に途中経過を報告いただきながらやるとか、そういうことも踏まえて検討いただければと思います。また、三輪委員や中島委員、あるいは鴨下委員からもありましたように、市民とか学生さん、あるいはクリエイターとか、そういういろいろな方々が参画するような工夫みたいなものも、映像づくりとかそういうところなんかで、場合によっては積極的に取り入れてはどうかというようなご意見もあったということで、それは事業者さんのほうで検討いただければと思っています。以上を今回の本件の審議の結果としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

	議事２ 横浜スタジアムの夜間照明計画について（報告） 議事（２）について、担当課から説明を行った。 （国吉部会長） 事務局として何か補足はありますか。 （本多係長） ２ページのパースは公園のほうも明るくなっているように見えるのですが、実際、今回の目的自体は、回遊デッキを照らして人が旧市庁舎から横浜スタジアムにデッキでつながり、ここの部分を安心して歩けるような空間にするということで、デッキを少し明るくするという視点で照明計画をしています。なので、パースは横浜公園までものすごくぎらぎら明るくなっているように見えますが、実際は下の写真で示しているように、横浜公園自体にはほのかに上の手すり部分の明かりが漏れているという形になります。恐らくパースと実際に設置していくときのイメージが少し異なるのかなと思いますので、説明に補足させていただきました。 （国吉部会長） 以上のご説明で、スタジアムの夜間照明計画について、さらに旧市庁舎街区も含めて地域の回遊性が増してくるのではないかと思いますし、夜も非常に楽しくなるのではないかと思います。何かご意見ございますでしょうか。これについては大丈夫ですね。よろしいですね。何かしゃべってもらわないとちょっと寂しいのですが、評価するか評価しないかも含めて山家先生、いかがでしょうか。 （山家委員） 感想のようなものですが、手すりに沿ってという感じなので、歩行デッキがリニアな感じでなかなか楽しみな照明になるのではないかと考えて伺っておりました。以上です。 （国吉部会長） 非常に落ちついた公園というところと、楽しい回遊性というところの両面を成り立たせようということで、皆さん苦勞されていると思います。そういったところも含めて、先ほどからご意見があるような市民とかクリエイターとか照明デザイナーとか、そういう方々の意見等も取り入れながら、新しい公園とスタジアム、この境界の夜景演出の魅力づくりみたいなものを、これをスタートに少しずつ工夫を重ねていっていただければと思います。 では、この件については内容として了解いたしましたということで、今後ともよろしくご検討ください。以上です。 （光田書記） 本日はありがとうございました。最後に議事の振り返り、まとめの確認をさせていただければと思います。議事１のスタジアムの審議事項につきましては、提案された内容で了承ということになりました。また、今後、市民やアーティストを入れたクリエイティブなものへの挑戦も検討してほしいというような多くのご意見を頂きました。議事２の報告につきましては、内容をご了解いただきました。ありがとうございます。 ３ 閉 会 （光田書記） それでは、これをもちまして政策検討部会を閉会いたします。本日はご多忙の中、審議会にご出席いただきましてありがとうございました。
資 料	次第、委員名簿、前回議事録 【議事１】 資料１－１ 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置に対する景観上の市の考え方 資料１－２ 横浜スタジアムへのデジタルサイネージの設置について 参考資料 横浜公園の魅力向上にむけた利用の考え方（案） 【議事２】 資料２－１ 横浜スタジアムの夜間照明計画について（報告主旨） 資料２－２ 景観形成の考え方ー横浜スタジアムの夜間照明計画についてー
特記事項	